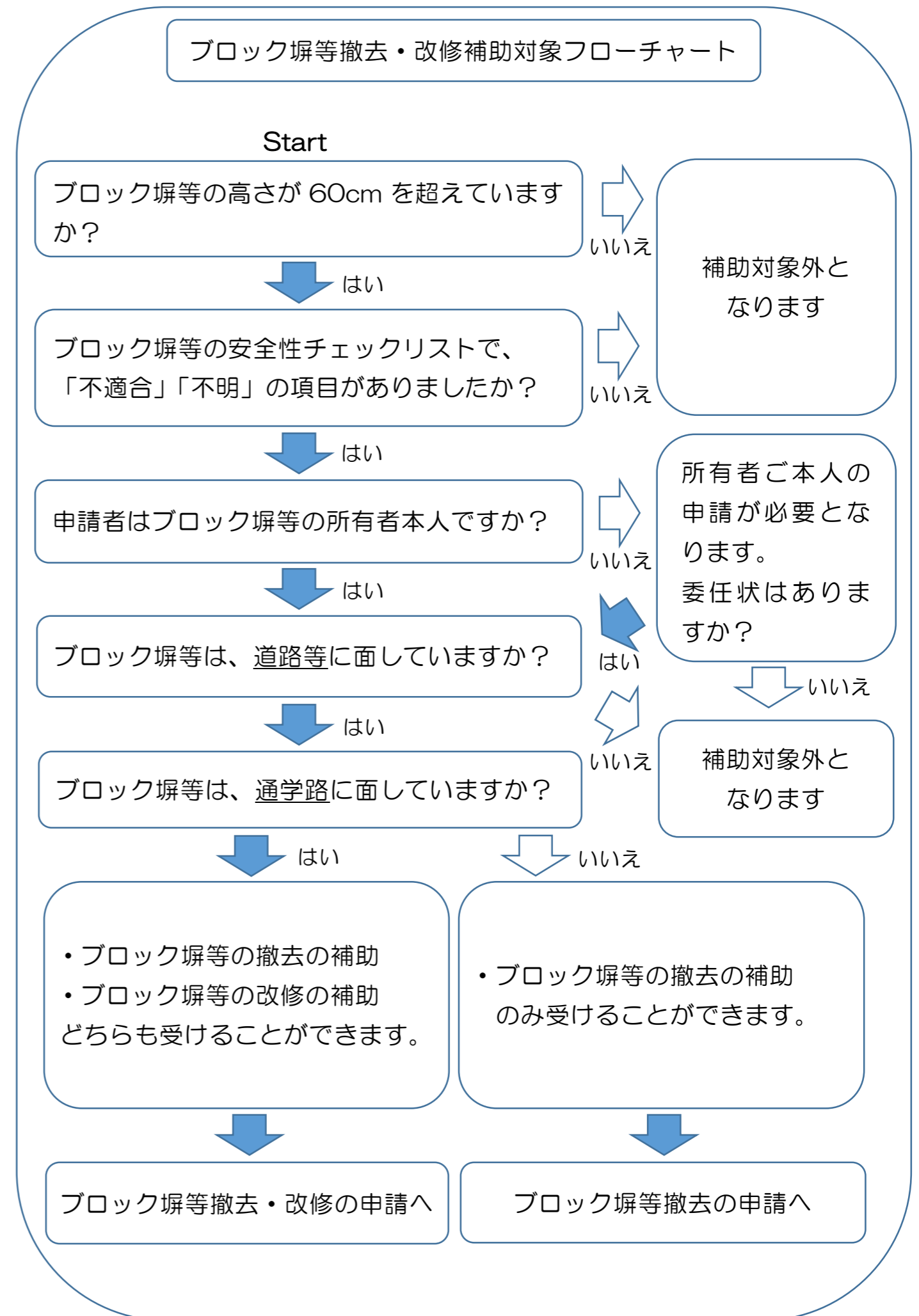


寝屋川市ブロック塀等 撤去・改修補助制度概要

問合せ
寝屋川市 まち政策部まちづくり指導課
電話：072-824-1181

※このパンフレットは、ブロック塀等撤去・改修の補助制度のすべての内容を網羅したものではありません。
詳細はまちづくり指導課へ問い合わせてください。



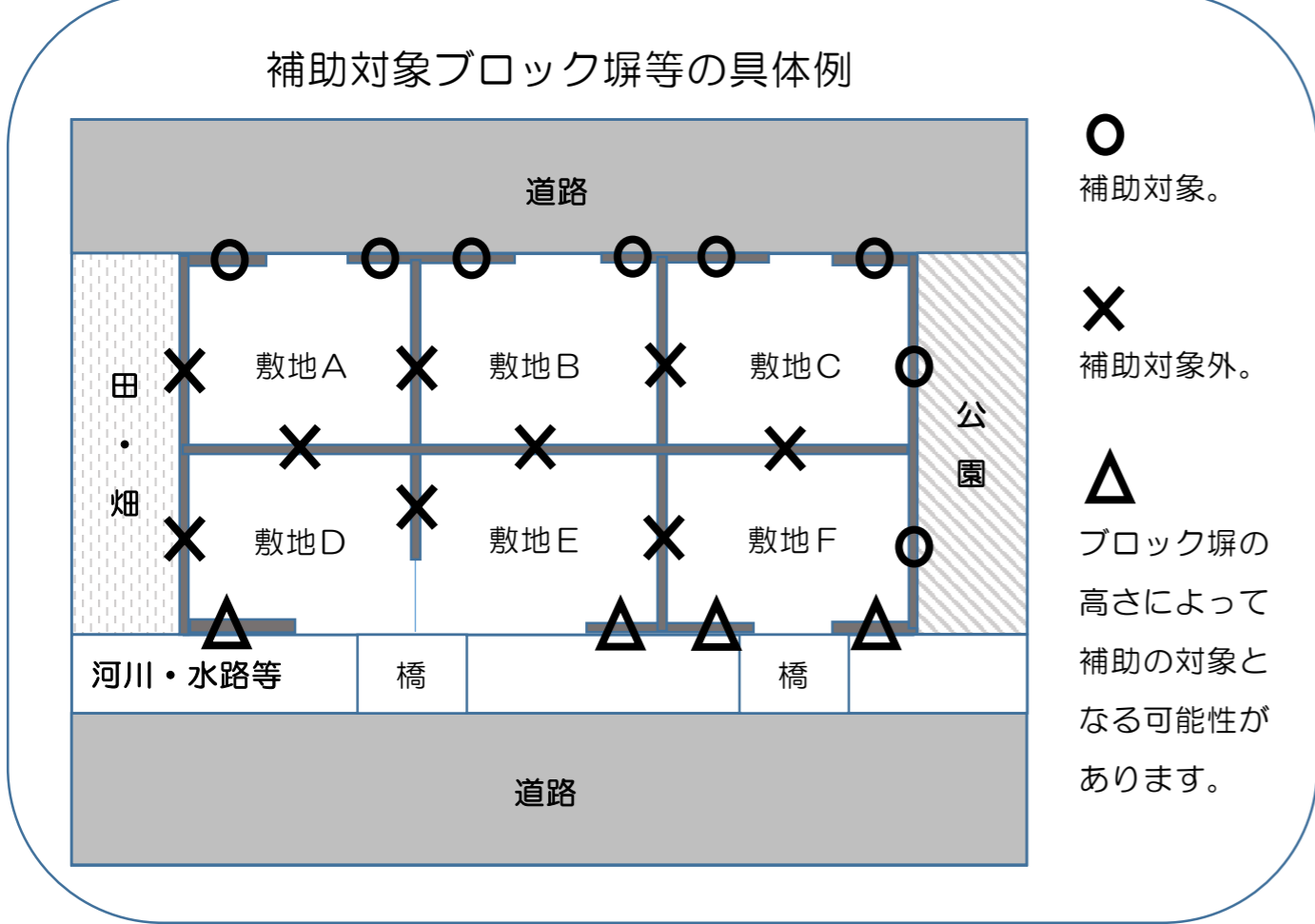
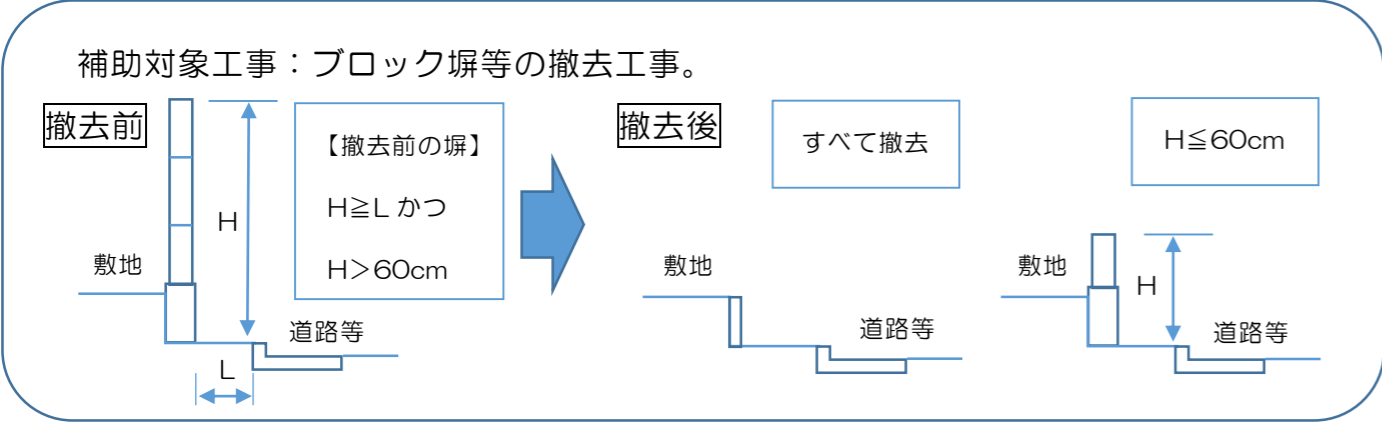
ブロック塀等撤去補助

補助金額：ブロック塀等の撤去費用の100%（上限20万円）

補助対象：道路等※1に面するブロック塀等※2で、倒壊した場合、道路等に被害を及ぼす恐れがあり、建築基準法への適合や安全性に課題があるもの。

※1 道路等…私道を含め、公衆の用に供する道及び通学路並びに公園等、通行の用に供する公共の場所。

※2 ブロック塀等…補強コンクリートブロック造、れんが造、石造、土造、組立式コンクリート造で高さ60cmを超える塀。



ブロック塀等改修補助

補助金額：ブロック塀等の改修費用の75%（上限25万円）

補助対象：ブロック塀等撤去補助を利用し、ブロック塀等の撤去を行った敷地において、新たに通学路※3に面して建築基準法に適合したブロック塀等を改修設置するもの。

※3 通学路…小学校から教育委員会へ通学路として報告のあった道。（登校班の集合場所から学校までの経路に限る。）

